

議案第28号

清滝ごみ焼却施設解体及び造成工事請負契約の変更について

令和5年四條畷市議会2月定例議会の議決を経て締結した清滝ごみ焼却施設解体及び造成工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約金額	変更前	金738,722,600円
	変更後	金789,361,100円

令和6年11月25日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

施設解体調査委託の結果に伴う残留灰等の処分が発生したこと、健全な土砂の受入れに伴う砂の購入及び運搬が不要になったこと、また、排水路等の再整備、ブロック積みの施工の影響による舗装範囲の変更など、当初契約内容の一部を変更したく、本案を提案した。

(参考1) 清滝ごみ焼却施設解体及び造成工事の変更の概要

○契約金額 (いずれも消費税等を含む。)

- ・当初契約金額 738,722,600円
- ・変更後契約金額 789,361,100円
- ・増額金額 50,638,500円

○工事内容

準備・仮設工事、ダイオキシン類安全対策工事、設備・機器類解体工事、建築物等解体工事、土工事、造成工事、舗装工事等

(参考2) 令和5年四條畷市議会2月定例議会 議案第57号

(令和5年3月22日 可決)

議案第57号

清滝ごみ焼却施設解体及び造成工事請負契約の締結について

- 1 契約の目的 清滝ごみ焼却施設解体及び造成工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 金738,722,600円
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号
村本建設株式会社 大阪支店
執行役員支店長 先山 正登
- 5 予 算 令和4年度四條畷市一般会計予算 (継続費)
(歳入歳出予算)
(款) 8 消防費
(項) 1 消防費